

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	公営住宅管理関連事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊浦町は公営住宅管理関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

公営住宅管理関連事務では、システムの保守を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結するとともに、情報の利用等について定期的に監査を実施している。

評価実施機関名

豊浦町長

公表日

平成31年6月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅管理業務
②事務の概要	公営住宅法に基づく、入居者情報、住宅使用料、収納管理 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定にして書、特定個人情報を公営住宅の管理・運営業務で取り扱う。 ①入居申込受付、入居決定業務 ②住宅使用料の決定業務 ③住宅使用料の徴収業務 ④住宅の管理に関して条例で定める業務 番号法別表第二に基づいて、公営住宅に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	住宅管理システム、団体内統合宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅管理ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の19の項、番号法別表第一の主務省令で定める命令第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の31の項、番号法別表第二の主務省令で定める命令第22条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	豊浦町建設課
②所属長の役職名	建設課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	豊浦町総務課 北海道虻田郡豊浦町字船見町10番地 電話番号0142-83-1402
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	豊浦町建設課 北海道虻田郡豊浦町字船見町10番地 電話番号0142-83-1412

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	橋田 正二	久々湊 忍	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公営住宅法に基づき、入居者情報、住宅使用料、収納管理	公営住宅法に基づき、入居者情報、住宅使用料、収納管理 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を公営住宅の管理・運營業務で取り扱う。 ①入居申込受付、入居決定業務 ②住宅使用料等の決定業務 ③住宅使用料の徴収業務 ④住宅の管理に関して条例で定める業務 番号法別表第二に「基づいて、公営住宅に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事前	
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住宅管理システム(住まいる7)	住宅管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、収納管理システム、滞納管理システム	事前	
	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	公営住宅管理ファイル	公営住宅管理ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	事前	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	建設課長 久々湊 忍	建設課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の19の項	番号法第9条第1項 別表第一の20の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の31の項	番号法第19条第7号 別表第二の31の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条	事前	
	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	豊浦町	豊浦町 建設課 北海道虻田郡豊浦町字船見町10番地 電話番号 0142-83-1412	事前	
	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	豊浦町	豊浦町 建設課 北海道虻田郡豊浦町字船見町10番地 電話番号 0142-83-1412	事前	
平成31年6月1日	IV リスク対策		様式追加	事後	